

法科大学院における臨床法学教育

中西 一 裕

- I 臨床法学教育導入の経緯と趣旨
- II 現在の法科大学院教育における導入状況
 - 1 設置状況
 - 2 クリニックの目的
 - 3 クリニックの実施方法－民事系
 - 4 クリニックの実施方法－刑事系
 - 5 エクスターンシップ
 - 6 検討課題、守秘義務の徹底
- III いくつかの論点
 - 1 実務修習と臨床法学教育
 - 2 法科大学院学生はどこまで実務に関与できるか
 - (1) 民事の非公開手続（準備手続、和解、調停など）への同席
 - (2) 被疑者・被告人との弁護士接見への同席
 - (3) 検察官開示証拠の閲覧
 - (4) 法科大学院学生と司法修習生との「身分の相違」について
 - (5) 守秘義務の遵守について
- IV おわりに

2004年（平成16年）4月に法科大学院が開校し、新しい法曹養成制度がスタートしてから2年が経過した。本年3月には最初の修了者（2年修了の既修者）が出て、新司法試験と新司法修習も開始される。

法科大学院ではリーガルクリニックやエクスターンシップ等の臨床法学教育が実施されており、これらの実施には多数の弁護士が協力しているほか、全国の各単位弁護士会の中で法科大学院と提携協力関係にあるところも少なくない。にもかかわらず、臨床法学教育についてはその意義が必ずしも明確にされているとはいえず、司法修習との相違や学生の関与方法など未解決の論点も多い。

そこで、以下、クリニックとエクスターン

シップを中心に法科大学院における臨床法学教育の現状を概観し、問題点を整理する（なお、議論にわたる部分に関するコメントは私見として述べたものであり、日弁連あるいは法曹養成対策室としての見解ではないことをあらかじめお断りしておく）。

I 臨床法学教育導入の経緯と趣旨

司法制度改革審議会意見書は、法科大学院を新しい法曹養成制度の中核と位置づけ、その教育内容について、「実務上生起する問題の合理的解決を念頭に置いた法理論教育を中心としつつ、実務教育の導入部分（例えば、要件事実や事実認定に関する基礎的部分）をも併せて実施することとし、体系的な理論を基調として実務との架橋を強く意識した教育を行うべきである」として、「理論と実務の架橋」をその教育理念として強調した¹。

これを受けて文部科学省の中教審答申「法科大学院の設置基準等について」は、法科大学院の教育内容について、「法曹として備えるべき資質・能力を育成するために、法理論教育を中心としつつ実務教育の導入部分をも併せて実施することとし、実務との架橋を強く意識した教育を行う」としたうえで、「実務基礎科目群」の例として「法曹倫理、法情報調査、要件事実と事実認定の基礎、法文書作成、模擬裁判、ローヤリング、クリニック、エクスターンシップ など」を挙げ

1 司法制度改革審議会意見書（1999年6月12日）Ⅲ、第1(2)エ

た²。

このうち、いわゆる「臨床法学教育」として分類しうるのは、模擬裁判、ローヤリング、クリニック、エクスターンシップであるが、後三者について上記答申は次のように説明している。

- ・ローヤリング…依頼者との面接・相談・説得の技法や、交渉・調停・仲裁等のADR（裁判外紛争処理）の理論と実務を、模擬体験をも取り入れて学ばせ、法律実務の基礎的技能を修得させる。
- ・クリニック…弁護士の監督指導の下に、法律相談、事件内容の予備的聴取り、事案の整理、関係法令の調査、解決案の検討等を具体的事例に則して学ばせる。
- ・エクスターンシップ…法律事務所、企業法務部、官公庁法務部門等で研修を行う。

これらの臨床法学教育科目のうち、現在進行中の生の事件に接するのはクリニックとエクスターンシップであり、模擬裁判とローヤリング（模擬体験を行うもの）は教材用に作成された記録や模擬相談者を用いて擬似的に臨床教育を行うものである（「シミュレーション」と呼ばれる）。

クリニックとエクスターンシップは、前者は大学内に開設された法律事務所または大学と密接な提携関係にある法律事務所において、系統的体系的なカリキュラムのもとで指導弁護士が学生に臨床教育を実施するものであり、後者は外部の受入先法律事務所、企業法務部または官公庁法務部門等で比較的短期間の研修を行うものである。これらの具体的実施方法については、各法科大学院と受け入れ先指導弁護士らとの協議によって方針が決められる。

II 現在の法科大学院教育における導入状況

1 設置状況

2005年（平成17年）度の全国の法科大学院74校の臨床系諸科目の設置状況は以下のとおりである（各法科大学院のシラバス及びインターネットホームページ等の情報に基づき当室で集計）。

模擬裁判	36校
ローヤリング	32校
クリニック	52校
エクスターンシップ	59校

このようにほとんどの法科大学院が臨床系科目を設置していることがわかる。このうち模擬裁判とローヤリングの設置数がクリニックとエクスターンシップの設置数を下回り、全法科大学院の半数に達していないのは意外の感があるが、これらの「シミュレーション」系の科目には教材の作成や教員・スタッフの確保などの準備とノウハウの蓄積がまだ十分でないからだと思われる。

法科大学院協会の臨床系実務教育調査研究グループ（京都大学の文部科学省法科大学院形成支援プログラム「実務系基礎教育の在り方に関する調査研究」として活動）は、2005年（平成17年）1月から3月にかけて全国の法科大学院に対し臨床系実務教育の実態調査を実施した（回答41校）³。このうち、ホームページで公開されている26校の実施状況は次のとおりである（当室によるまとめ）。

臨床系科目の設置：民事系26校、刑事系14校
クリニックの設置：21校　うち、民事系20校、刑事系5校

2 中央教育審議会答申「法科大学院の設置基準等について」（2002年8月5日） 2(5)①

3 <http://www.congre.co.jp/lawschool-partnership/rinsyou/katudou/jittai.html>

上記ホームページに公開されている調査結果を、本稿作成にあたり利用させていただいた。深謝申し上げるとともに、より詳細な調査研究結果の公表を期待したい。

エクスターンシップの設置：23校

このように、回答した26校すべてが何らかの形でクリニックまたはエクスターンシップを含む臨床教育科目を設けている。

設置時期は2年と3年がほとんどであり、エクスターンシップは夏期休暇などを利用しているところが多い。

単位数は、クリニックは2単位または4単位、エクスターンシップは1単位または2単位である。

2 クリニックの目的

クリニックの目的・内容について、例えば、早稲田大学法科大学院の民事クリニックは次のようにまとめている⁴。

- ①学生に対する教育効果：現実の法律相談とこれに引き続く民事弁護活動（訴訟事件受任を含む）を体験することにより、民事弁護の技術を修得すると共に民事法の理解を深める
- ②学問へのフィードバック：「理論と実務の架橋」という法科大学院教育のあり方をふまえ、民事弁護実務の現状を時に理論的な光をあてながら批判的にとらえ、より良い実務のあり方を考察する
- ③クリニック自身の社会的意義（有用性）：貧困その他の理由により日本の現状においては法的サービスがいきわたりにくい人々に法的サービスを提供するということを通じて「実際に社会への貢献を行うための機会を提供」する

ただし、上記のアンケート回答でクリニックを開設しているほとんどの大学は①のみをクリニックの目的・内容として明示的に掲げており、②、③については触れていない。なお、③の社会的有用性については、アメリカのロースクールではむしろクリニックの重要な意義として強調されてきた歴史がある⁵。

3 クリニックの実施方法－民事系

民事系クリニックの実施方法としては、原則として法律相談のみとするところが多数であるが、受任事件への関与を含むものもある（大宮、駒澤、中央、桐蔭横浜、法政、早稲田）。また、学生がどの程度主体的に関与するかは、各大学で若干の方針の相違がある。

以下、上記実態調査の回答から具体的な実施例を引用する。

- ・大宮法科大学院大学・学内民事クリニック：「弁護士が行う民事事件の相談及び受任した事件の訴訟活動に立ち合わせるとともに、補充的に発問をさせる事情聴取をさせ、事件の方針を討議して検討させ、また実際に文献収集や訴訟関係書類を作成させたり、尋問事項を作成する等、証人・本人尋問の準備をさせ、法廷を傍聴させるなど、実際の事件に関与する方法による。」
- ・関西学院大学・クリニックA：「初回はレクチャー、次に教員が法律相談にあたるのを見学させ、更にシミュレーション事案を用いて模擬法律相談をさせたいうで、学生2～3名でチームを組み、実際の法律相談や事情聴取、事案の検討、事実の調査、関係法令の調査・分析、必要文書の起案等にあたらせる。なお、法的手続や交渉が必要な案件についても、事件受任は原則として行わず、継続相談ならびに必要な文書の作成援助等の形でかかわることとするが、ケースによっては教員が事件受任し、学生がその指導・監督の下で事案に関与することもありうる。教員はひとつひとつの相談・聴取の場に必ずしも同席しない」
- ・早稲田大学・臨床法学教育（民事）：「基本的に無料法律相談会における法律相談の実施を中核としつつ、相談内容に応じて継続相談、事件受任に至ることもある。」「学生には出来る限り『弁護士のように』活動す

4 上記HP、宮川成雄編著『法科大学院と臨床法学教育』（成文堂、2003年）215頁。

5 マーガレット・マーティン・バリ－他『ロースクール臨床教育の100年史』（現代人文社、2005年）12頁。

ることを要求し、期待する。」「学生は原則として4名が1グループとなり、原則として教員2名とあわせて6名で1グループを構成して法律相談にあたる。」「法律相談は、最初に教員から、学生が主体的に法律相談にあたること、守秘義務に関する誓約書を提出していること等、無料法律相談会の趣旨と概要について説明して了解を得た後に相談に入る。」

4 クリニックの実施方法－刑事系

刑事クリニックを開設している法科大学院は民事クリニックよりも少なく、上記の実態調査の回答でも5校にとどまっている（大宮、久留米、中央、一橋、早稲田）。

実施方法としては、担当教員（弁護士）が国選弁護事件または当番弁護事件を受任し、学生に事実調査、法律上の論点の検討、事情聴取書や各種申立書、尋問事項書等の書面の作成、さらには被疑者・被告人との接見や公判活動の立会等を行わせるというものである（ただし、一橋大学法科大学院の人権クリニックは上訴事件、再審事件を主として扱い、上訴趣意書または補充書等の作成を行うとしている）。

また、「学生には、担当教員の指導・監視の下に、個々の事件の状況に応じて、できる限り弁護士と同様の活動を行わせる」（早稲田）とされるが、後記のとおり学生の弁護人接見への立会や刑事記録の閲覧についてはその可否について議論があり、それが刑事クリニックの開設数が少ない一因であると思われる。

以下、大宮法科大学院大学、中央大学、早稲田大学の実施例を挙げる（上記実態調査の回答から引用）。

- ・大宮法科大学院大学・学内刑事クリニック：
「(1)法科大学院の建物内に併設する法律事務所において、弁護士である担当教員の立会いや指導のもとに刑事事件（国選弁護事

件・当番弁護士扶助事件）の相談を受け、担当教員の受任した事件につき、学生に事実調査・法令・判例・学説の検討をさせ、事情聴取書・報告書、各種異議申立書等の文書を作成させる。(2)接見・公判廷での活動・被害者との示談交渉等、担当教員の弁護活動に立ち合わせると共に各種意見書・請求書・尋問事項書・示談書・弁論旨等法文書を作成させる。(3)受任した事件についての法理論上の論点・弁護方針等に関し、セミナーを実施する。」

- ・中央大学・リーガル・クリニック（公益的刑事弁護）：「クリニック担当教員が、当番弁護事件・国選弁護事件を受任し、4～5人のグループと共に、事件の最初から終わりまで体験してもらう。その間、法廷外活動及び法廷活動に極力立ち会ってもらい、随時グループカンファレンスを行う。また、必要な書面の作成、判例文献のサーチ等随時課題を与える。少なくとも、被疑者段階での弁護事件1件以上、起訴後の弁護事件1件以上は必須とする。」
- ・早稲田大学・臨床法学教育（刑事）：「事件は、担当教員所属弁護士会の協力を得て、当番弁護士制度を利用し、学習に相応しい事件について、当番弁護士派遣要請事件を取り扱う。受任については、研究者教員と実務家教員合計5名からなる事件受任委員会がその当否を事前に判断する。主たる基準は、(1)弁護人の援助を受ける資力があるか、(2)事件内容に教育的意義があるか、等である。また依頼人から学生が関与することについて個別にインフォームド・コンセントを得る。学生には、担当教員の指導・監視の下に、個々の事件の状況に応じて、できる限り弁護士と同様の活動を行わせる。」

5 エクスターンシップ

エクスターンシップの目的・内容については、「法律事務所、会社法務部、その他の法

律関係機関に学生を派遣し、弁護士活動の実態を観察することによって弁護士活動への理解を深めることを目的とする」(大宮)、「実社会の生の素材を利用することで、学生が実社会の中で『生きた法』を学ぶと共に、専門職である法律家の任務の意義と社会的責任の重さを体得することを目的とする」(早稲田)などとされ、実社会の中で法と法律家の役割を理解することが主とされる。

実施期間は夏期休暇等を利用して2週間程度実施するものが多いが、見学のみにとどまらず相談や書面作成など学生の主体的関与を求めるところがほとんどである。

実施先は法律事務所が中心であるが、企業や官庁、自治体、裁判所、検察庁、経済団体、労働団体、国際団体、司法書士事務所、特許事務所、公的紛争処理センター等をあげているところもある(神奈川、中央、南山、名古屋、一橋、山梨学院、早稲田 以上、上記実態調査回答による)。

6 検討課題、守秘義務の徹底

上記実態調査で検討すべき問題点として回答されている主なものは次のとおりである。

- ・「法曹倫理」などの前提となる科目履修のあり方
- ・守秘義務の徹底とその担保
- ・担当教員、派遣先事務所等の確保、弁護士会との連携
- ・成績評価の方法

このうち、生の事件を取り扱うことに際して生じる秘密情報の取り扱いに関しては、回答した全大学が守秘義務遵守の誓約書を学生から提出させている。誓約書には通常、守秘義務違反に対して退学処分を含む懲戒処分を受けることが明記されている。

なお、守秘義務違反による損害賠償責任を填補するために、日弁連及び法科大学院協会

の要望により、財団法人日本国際教育支援協会が従来の学研災付帯賠償(対人・対物補償)に加え人格権侵害事故も補償される新制度(法科大学院生教育研究賠償責任保険)を法科大学院の全学生加入を前提に発足させた⁶。

III いくつかの論点

1 実務修習と臨床法学教育

法科大学院創設後も司法修習は実務修習を中心として維持される。新司法修習における実務修習は、分野別修習として従来の民事裁判、刑事裁判、検察、弁護を各2ヶ月に短縮し、他方、修習生の自主的なプログラムによる選択型実務修習を2ヶ月導入した。

新司法修習の内容について検討した最高裁判所司法修習委員会は、「議論の取りまとめ」(平成16年7月2日)として、司法修習と法科大学院との役割分担について次のように述べている⁷。

「法曹の使命は、社会に実在する種々の法的问题に解決を与えることにあるから、法曹としての実務を遂行していく上で必要な知識・能力としては、①法的问题解決の基準となるべき多様な法規範に関する体系的知識、理解と、②具体的な問題に関連する事実関係を法的に整理し、当該問題について適正な解決の方向を探し出す技量、技能を挙げることができる。したがって、法曹教育の内容としては、①の体系的知識、理解力を涵養するための法理論教育と②の技量、技能を修得させるための法律実務教育が必要とされることになる。

・このうち、①の法理論教育は、法科大学院の役割に属するが、そこでは、実務との有機的な関連を図りつつ、法的なものの考え方を涵養するような内容の教育を行うことが求められる。他方、②の法律実務教育は、社会に実在する法的问题を教材とすることが最も効

6 <http://www.jees.or.jp/gakkensai/opt-baisho-legal.htm>

7 最高裁判所司法修習委員会『議論の取りまとめ』(2004年7月2日) 第1、2(1)

果的であるから、裁判官、検察官、弁護士のそれぞれの立場に立って実際の生のケースを扱う司法修習が、その中心的役割を担うべきである。そして、実務を意識した法理論教育と法律実務教育への導入部分を法科大学院が担当することにより、法理論と実務との架橋が図られるべきである。」

このように、法科大学院は法理論教育、司法修習は法律実務教育に関して中心的役割を果たすが、法科大学院はさらに法理論と実務の架橋をはかり、法律実務教育への導入部分を担当するものとされている。

法科大学院における臨床法学教育、特にクリニックとエクスターンシップは生の事件に学生が関与する点で実務修習と重なる部分が多いが、後者が実務的知識・技術の修得を目的とした実務トレーニングという性格が強いのにに対し、前者は実務に関与することによって「実務を意識した法理論教育」の効果をあげることが主たる目的となる。また、上記のとおり、クリニックの目的には学生に対する教育的効果だけでなく学問へのフィードバック（さらには地域社会への法的サービスの提供）も期待されている。大学の自由で研究資源の整った環境で法理論及び実務を批判的に検討することは、法科大学院固有の役割であると考えられる。

こうした観点からは、クリニックとエクスターンシップは実務修習のミニ版やたんなる導入という位置づけではなく、その教育効果を達成できるような適切な方法で実施される必要がある。

現在、多くの法科大学院ではクリニックの実施にあたり、

- 1) 実施前にオリエンテーション及び法曹倫理教育を行う
- 2) 複数の学生と教員によるグループで相談等にあたり、問題点と方針等を検討する。
- 3) 実務家教員だけでなく研究者教員も関

与して共同で指導に当たる。

4) 実施後は集合セミナー等で事例を報告し、問題点と改善方法等を検討する。などの、教育的方法がとられている。こうした方法はクリニックの場合には比較的实施しやすいが、期間が2週間程度と短期間のエクスターンシップにおいても事前事後のセミナーや受入先との協議などで可能な限り配慮する必要がある。

2 法科大学院学生はどこまで実務に関与できるか

クリニックとエクスターンシップに関しては、生の事件に学生が関与するため、民事刑事の諸手続に学生がどこまで関与できるかという現実的な問題が生じる。これは法科大学院学生の法的地位・身分をどうとらえるかという問題と表裏一体のものである。

この間、問題となったものは次のような点である。

(1) 民事の非公開手続（準備手続、和解、調停など）への同席

これらの民事非公開手続への同席を指導担当弁護士が適当と認めた場合には、司法修習生の場合同様、相手方の同意と裁判所の許可を得て同席させることになるが、現状では相手方代理人の同意が得られない場合、裁判所の許可が得られない場合が報告されている。裁判所または裁判官によっては法科大学院生の同席を原則として認めないという対応も報告されている。

こうした対応に対しては、法科大学院における臨床教育の趣旨と意義を十分説明して理解を得ることがまず必要であるが、場合によっては科目を設置している法科大学院から裁判所へ文書等により協力申し入れを行うことも必要であろう。

なお、民事訴訟法第169条の弁論準備手続については、同条第2項ただし書で「当事者

が申し出た者については、手続を行うのに支障を生ずるおそれがあると認める場合を除き、その傍聴を許さなければならない」とされていることから、弁論準備手続により行われる争点整理及び和解には法科大学院学生の傍聴を求めることができると考えられる。

(2) 被疑者・被告人との弁護人接見への同席
身柄拘束中の被疑者・被告人との接見については、一般面会手続で行うことは可能であるが、秘密交通権を保障された弁護人の接見に司法修習生と同様に同席することができるかが問題となる。

早稲田大学法科大学院の刑事クリニックでは、警察署での接見について留置担当者に刑事クリニックの制度を説明し同行した学生を弁護人の接見に立ち会わせるよう申し入れ、いくつかの警察署ではこれが認められたが半数以上の警察署では司法修習生との身分の違いを理由に拒否されたとしている⁸。なお、拘置所についてはこのような報告は見あたらない。

他方、法政大学法科大学院の長山頼興教授(元最高検検事)は「刑事では、法律上の制約から、法科大学院生が実際の事件について、訴訟記録を閲覧したり、被告人に接見したり、公判廷で弁護人と一緒に立ち会うことなどすることはできません」としたうえで、「実際に担当した事件などを素材に」工夫してクリニックを行っているとのことである⁹。実際の事件に関与できないのであれば、クリニックというよりもローヤリングのようなシミュレーション科目であろうか。

後者のいう「法律上の制約」の内容は明示されていないが、訴訟記録の閲覧や接見が不可能であるとすれば刑事のクリニックとエクスターンシップは事実上実施不可能となる。

(3)以下で述べるとおり、法科大学院における

臨床法学教育の意義に照らし、指導担当弁護士の下に法科大学院学生も司法修習生同様の扱いがなされるべきであろう(なお、司法修習生も訴訟記録の閲覧等が法律上明文で認められているわけではない)。

(3) 検察官開示証拠の閲覧

刑事訴訟法281条の4は検察官開示証拠の複製等を審理準備目的以外の目的で人に交付等することを一律に禁じており、法科大学院生がクリニックとエクスターンシップで検察官開示証拠を閲覧できるかどうか問題となる。開示証拠を閲覧せずに事案の検討や書面の作成はできないから、これは極めて重要な点である(刑事弁護実務修習でも問題は全く同じ)。

一つの考え方として、学生の開示証拠の閲覧は上記規定によって違法であるが、同条第2項により諸般の事情(法曹専門教育としての意義や守秘義務の遵守など)を考慮して制裁措置の対象とならないとすることもありえよう。しかし、法科大学院のカリキュラムが違法行為を前提として実施されるというのはどうであろうか。

そもそもクリニックとエクスターンシップは指導弁護士の監督下に学生が弁護士実務を自ら行うことによって法理論教育の効果をあげるものであって、刑事の場合、学生が記録を検討して弁護方針をたて、証人尋問等の準備を行い、弁論要旨を作成することを主たる内容としている。その意味で刑事のクリニックとエクスターンシップにおける学生の活動は審理準備活動そのものといえるのであって、したがって、刑事訴訟法281条の4の規定との関係では、審理準備目的を有するものと解するべきであろう。

8 高野隆『法科大学院における臨床教育』(法学セミナーNo.608 2005年)59頁。

9 「法科大学院を歩く⑦ 法制大学法科大学院」(法学教室No.299 2005年)6頁。

(4) 法科大学院学生と司法修習生との「身分の相違」について

上記(1)～(3)の諸問題では法科大学院学生の法的地位・身分が問われ、司法修習生との差異が議論されている。

ところで、司法修習生は、最高裁判所が司法試験合格者の中から採用し（裁判所法66条）、司法修習を修了すれば判事補の任命資格（同法43条）、検察官の任命資格（検察庁法18条）及び弁護士となる資格（弁護士法4条）を得られる法的地位・身分があるといえるが、民事及び刑事の手続において法律上その地位や権限が定められているわけではない。司法修習生が上記(1)～(3)の諸問題で当然のように非公開手続への立会い、弁護士接見への同席及び開示証拠の閲覧等を認められているのは、司法試験に合格し司法修習を修了すれば法曹となりうる法的地位・身分に基づくものと思われるが、法律上はあくまでも事実上の慣行にすぎないのである。

他方、法科大学院学生は、「法曹の養成のための中核的な教育機関」（法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律2条）とされる法科大学院に在学して法曹専門教育を受け、同大学院を修了すれば司法試験受験資格が得られる地位にある。司法修習生との相違は司法試験合格の有無にあるが、法曹養成制度が司法試験という「点」による選抜から法科大学院－司法試験－司法修習の「プロセス」による法曹養成へと抜本的に改革され、法科大学院がその中核的機関とされた趣旨をふまれば、司法試験合格の有無を過度に強調すべきではあるまい。

(5) 守秘義務の遵守について

前記のとおり生の事件を扱うクリニックとエクスターンシップにおいては、依頼者や被疑者・被告人あるいは被害者等の関係者のプ

ライバシーや企業秘密等に関する守秘義務の保持が問題となる。

ここでも(4)と同様に、司法修習生には公務員に準じた守秘義務が課せられ、守秘義務違反に対しては罷免を含む懲戒処分が科せられる（裁判所法68条）ことが、学生との相違として挙げられることがある。

しかし、法科大学院におけるクリニックとエクスターンシップにおいても、上記のとおり学生は守秘義務遵守の誓約書の提出を各人ごとに求められ、守秘義務違反に対しては退学処分を含む措置がとられるから、この相違も大きなものとはいえない。

実際には、弁護実務修習同様、クリニックとエクスターンシップにおいても学生は担当弁護士の指導監督の下に事件に関与し、担当弁護士がその責任において学生に関与させる事件や開示する証拠等を選択しているのである。この点に関しては、日弁連の弁護士職務基本規程第19条が、「事務職員、司法修習生その他の自らの職務に関与させた者」が守秘義務を遵守するよう弁護士が指導・監督すべきことを規定しているが、上記の「その他の自らの職務に関与させた者」には、クリニックとエクスターンシップの学生も含まれると解されている¹⁰。

IV おわりに

現在、全国の法科大学院では多数の研究者教員と実務家教員の献身的な努力で、法律実務家養成のための様々な創意あふれる教育カリキュラムが取り組まれている。大学法学部と法曹養成との乖離が指摘され、法学研究者や実務家の多くが法曹養成教育に関与することがなかったかつての状況とは全く様変わりであり、いわば「法曹養成ルネッサンス」ともいえるべき活況といえよう。

10 『弁護士職務基本規程解説』（「自由と正義」2005年臨時増刊号）29頁。

クリニックとエクスターンシップをはじめとする臨床法学教育はそうした新しい法曹養成の重要な環をなすものであり、今後各法科大学院の自由で創意あふれる教育実践とその成果の交流により、さらに定着し発展していくことが期待される。